



2026年3月4日

各 位

会 社 名 株式会社豊田自動織機
代 表 者 取締役社長 伊藤 浩一
(コード番号6201 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 経理部長 玉木 康一
(TEL. 0566-22-2511)

臨時株主総会招集のための基準日の取消し及び再設定に関するお知らせ

当社は、2026年2月16日に公表した「臨時株主総会招集のための基準日の取消し及び再設定に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、2026年4月下旬から同年5月中旬頃を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のために、2026年3月9日（月）を基準日として定めておりましたが、トヨタアセット準備株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が公表した2026年3月2日付「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における買付け等の期間が2026年3月16日まで延長されたことに伴い、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するために定めた基準日を取り消すとともに、本臨時株主総会の招集のための基準日を再設定することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年3月31日（火）（以下「本基準日」といいます。）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 : 2026年3月31日（火）
- (2) 公告日 : 2026年3月6日（金）
- (3) 公告方法 : 電子公告（当社ウェブサイトに掲載いたします。）

<https://www.toyota-shokki.co.jp/investors/announcements/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2026年1月14日に公表した「トヨタ不動産株式会社による当社株式に対する公開買付けに関す

る賛同及び応募推奨の意見表明のお知らせ」(その後の変更を含みます。)においてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、本公開買付けが成立し、本公開買付けにより、当社株式の全て(但し、トヨタ自動車株式会社(以下「トヨタ自動車」といいます。)が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

公開買付者は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第180条に基づき、当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元未満株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの成立後速やかに当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上